

〔この規則は、令和3年5月28日規則第49号により廃止。ただし、同附則により、効力を有する部分があるため、参考のため掲載する。〕

（事務の委任）

第1条 魚介類行商等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第42号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内の営業所に係るものを除く。）は、保健福祉事務所に委任する。

- （1） 条例第3条第1項の規定により魚介類加工業又は発酵乳等販売業の営業を許可すること。
- （2） 条例第6条第2項の規定により魚介類加工業又は発酵乳等販売業の許可を受けた者の地位の承継の届出を受理すること。
- （3） 条例第7条第2項の規定により取扱品目等の変更を承認すること。
- （4） 条例第8条の規定により魚介類加工業又は発酵乳等販売業の営業者（条例第3条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）の氏名等の変更の届出を受理すること。
- （5） 条例第9条の規定により魚介類加工業又は発酵乳等販売業の休業等の届出を受理すること。
- （6） 条例第11条の規定により魚介類加工業又は発酵乳等販売業の営業者に対し必要な措置を講ずるよう指示すること。
- （7） 条例第12条の規定により魚介類加工業又は発酵乳等販売業に係る営業の許可を取り消し、及び魚介類加工業又は発酵乳等販売業の営業の停止を命ずること。

全部改正〔昭和55年規則43号〕、一部改正〔平成7年規則116号・12年46号・20年10号・23年5号・29年56号〕

（営業の許可申請）

第2条 条例第3条第1項の規定により魚介類行商の許可を受けようとする者は、魚介類行商許可申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて主たる営業区域を管轄する保健福祉事務所に提出し、知事に提出しなければならない。

- （1） 取扱所の構造を記載した図面（取扱所の面積及び主要な設備の配置状況を記載したもの）
- （2） 取扱所で使用する水についての国公立の衛生試験機関等の発行した水質検査成績書の写し（使用水が水道水でない場合に限る。）
- （3） 個人である場合にあつては、販売に直接従事する者（以下「従事者」という。）の写真（提出前3箇月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像で縦3.4センチメートル、横2.6センチメートルのもの） 1枚

2 前項の規定にかかわらず、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第14号に掲げる魚介類販売業の許可を受けて当該魚介類販売業を営む者が魚介類行商の許可を受けようとする場合は、同項の申請書の取扱所及び設備の概要の表の記入は要しないものとし、同項第1号及び第2号に掲げる書類に代えて当該魚介類販売業の許可を受けていることを証する書類の写しを提出しなければならない。

一部改正〔昭和47年規則31号・55年43号・56年70号・59年55号・平成12年46号・15年94号・16年12号・18年44号・20年10号・21年67号・22年41号・24年12号・29年56号〕

第3条 条例第3条第1項の規定により魚介類加工業又は発酵乳等販売業の許可を受けようとする者は、魚介類加工業（発酵乳等販売業）許可申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて営業所の存する区域を管轄する保健福祉事務所に提出し、知事に提出しなければならない。

- （1） 営業所の構造を記載した図面（主要な施設の面積及び主要な設備の配置、能力等を記載した

もの)

- (2) 営業所で使用する水についての国公立の衛生試験機関等の発行した水質検査成績書の写し(使用水が水道水でない場合に限る。)
- (3) 製品の名称及び加工方法の概要を記載した書類(魚介類加工業の場合に限る。)
一部改正〔昭和47年規則31号・55年43号・59年55号・平成12年46号・15年94号・18年44号・20年10号・22年41号・23年5号・29年56号〕

(営業の許可の更新申請の場合の特例)

第4条 第2条第1項又は前条の規定にかかわらず、営業者が有効期間の満了に際し引き続き同一の営業を営むことについて営業の許可を受けようとする場合は、第2条第1項第1号又は前条第1号及び第3号に掲げる書類を添えることを要しない。

一部改正〔昭和59年規則55号・平成6年97号・12年46号・23年5号〕

(基準等)

第5条 条例第3条第2項に規定する基準は、別表のとおりとする。

2 魚介類行商の取扱所及び設備は、第2条第1項に規定する保健福祉事務所長がその規模、性能その他の事情を考慮して食品衛生上支障がないと認めるときは、共同で使用することができる。

一部改正〔昭和55年規則43号・平成12年46号・20年10号〕

(許可証の様式)

第6条 条例第3条第4項に規定する許可証は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式とする。

- (1) 個人である魚介類行商 第3号様式
- (2) 法人である魚介類行商 第3号様式の2
- (3) 魚介類加工業及び発酵乳等販売業 第4号様式

一部改正〔平成23年規則5号・24年12号〕

(承継の届出)

第7条 条例第6条第2項の規定による地位の承継の届出は、承継届(第5号様式)に次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、第2条第1項又は第3条に規定する保健福祉事務所長に提出してしなければならない。

- (1) 相続による承継の場合 許可証、戸籍謄本及び相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (2) 合併による承継の場合 許可証及び合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
- (3) 分割による承継の場合 許可証、当該営業を承継した法人の登記事項証明書及び当該営業を承継したことを証明する書類

追加〔平成7年規則116号〕、一部改正〔平成12年規則46号・13年50号・17年22号・20年10号・23年5号〕

(変更の承認)

第8条 条例第7条第1項の規定による承認を受けようとする者は、営業区域(取扱数量)変更承認申請書(第6号様式)に許可証を添えて、第2条第1項に規定する保健福祉事務所長に提出しなければならない。

2 条例第7条第2項の規定による承認を受けようとする者は、取扱品目(取扱数量)変更承認申請書(第7号様式)に第3条第1号に掲げる書類及び許可証を添えて、同条に規定する保健福祉事務所長に提出しなければならない。

追加〔平成23年規則5号〕

(変更の届出)

第9条 条例第8条の規則で定める軽微な変更は、魚介類行商許可申請書又は魚介類加工業（発酵乳等販売業）許可申請書の記載事項の変更を伴わない変更とする。

2 条例第8条の規定による届出は、許可申請事項変更届（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、第2条第1項又は第3条に規定する保健福祉事務所に提出しなければならない。

- (1) 許可証
- (2) 営業の施設、設備又は器具をに変更したときは、その概要を記載した書類
追加〔平成23年規則5号〕

(休廃止等の届出)

第10条 条例第9条の規定による届出は、営業を廃止した場合にあつては廃業届（第9号様式）に許可証を添えて、営業を休止し、又は休止した営業を再開した場合にあつては休業（営業再開）届（第10号様式）を、第2条第1項又は第3条に規定する保健福祉事務所に提出してしなければならない。

追加〔平成23年規則5号〕

(調理する場所)

第11条 条例第10条第2項第2号ただし書に規定する場所は、鮮魚介類等を調理するのに必要な給水設備及び排水設備があり、公衆衛生上支障のない場所であつて、当該施設の管理者（当該施設を利用する権原を有する者を含む。）の承諾を得た場所とする。

一部改正〔平成23年規則5号〕

(証明書)

第12条 条例第10条第2項第5号に規定する証明書は、次の各号に掲げる事項が記載され、従事者の写真が貼り付けられたものとする。

- (1) 許可証の番号
- (2) 法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
- (3) 従事者の氏名
- (4) 取扱所の所在地及び名称
- (5) 運搬の用具の種別
- (6) 許可の有効期間
- (7) 許可の条件

追加〔平成24年規則12号〕

(従事者名簿の記載事項)

第13条 条例第10条第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 生年月日
- (2) 当該法人の従事者となつた年月日
- (3) 当該法人の従事者でなくなつたときは、その年月日

追加〔平成24年規則12号〕

(許可証の再交付申請)

第14条 営業者が許可証を亡失し、又は毀損したことにより許可証の再交付を受けようとするときは、許可証再交付申請書（第11号様式）に毀損に係る場合にあつては毀損した許可証を添えて、第2条第1項又は第3条に規定する保健福祉事務所に提出しなければならない。この場合において、魚介類行商を営む者（個人である場合に限る。）にあつては、許可証再交付申請書に第2条第1項第3号に掲げる写真1枚を添えて提出しなければならない。

一部改正〔昭和55年規則43号・平成7年116号・12年46号・20年10号・23年5号・24年12号〕

附 則

- 1 この規則は、昭和41年11月1日から施行する。
- 2 魚介類加工業等食品衛生に関する条例施行規則（昭和26年神奈川県規則第37号）は、廃止する。
- 3 衛生事務の権限を委任する規則（昭和25年神奈川県規則第106号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
- 4 神奈川県事務委任規則（昭和35年神奈川県規則第60号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
- 5 神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（昭和42年9月20日規則第71号）

- 1 この規則は、昭和42年10月1日から施行し、同日以後に行なわれる申請、届出その他の手続及び許可、認可その他の処分について適用する。
- 2 この規則施行前になされた申請、催告その他の手続又は行為でこの規則施行の際まだその処理がされていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和47年3月24日規則第31号）

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日規則第43号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日規則第70号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の魚介類行商等に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第3号様式による魚介類行商許可証又は改正前の規則第4号様式による魚介類加工業（はつ酵乳等販売業）許可証は、それぞれこの規則による改正後の魚介類行商等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第3号様式による魚介類行商許可証又は改正後の規則第4号様式による魚介類加工業（はつ酵乳等販売業）許可証とみなす。
- 3 改正前の規則で定める様式に基づいて調製した用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（昭和59年3月31日規則第55号）

- 1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行前にされた申請その他の手続でこの規則施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の魚介類行商等に関する条例施行規則に定める様式に基づいて調製した用紙は、当該用紙が残存する間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成元年3月17日規則第13号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、当該用紙が残存する間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成6年3月31日規則第97号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
 - 3 この規則の施行の際現に交付されている改正前の魚介類行商等に関する条例施行規則第4号様式による魚介類加工業（はつ酵乳等販売業）許可証は、改正後の魚介類行商等に関する条例施行規則第4号様式による魚介類加工業（はつ酵乳等販売業）許可証とみなす。

附 則（平成7年3月31日規則第58号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成7年10月17日規則第116号）

（施行期日）

1 この規則は、平成7年11月24日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の第2条及び第3条の規定により提出されている申請書は、改正後の第2条及び第3条の規定により提出されているものとみなす。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成9年3月31日規則第62号）

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成11年3月30日規則第25号）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

3 この規則による改正前の各規則の規定による証票等でこの規則施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の各規則による証票等とみなす。

附 則（平成11年12月28日規則第93号）

1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第46号）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成13年3月30日規則第50号）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成15年5月30日規則第94号）

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成16年2月27日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月4日規則第22号）

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第44号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第10号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（様式の作成に係る経過措置）

57 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成21年8月11日規則第67号）

この規則は、平成21年8月24日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規則第41号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月18日規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にされた改正前の第9条の規定による承認の申請でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日前に変更があった改正前の第10条に規定する事項に係る届出については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の日前にした魚介類行商等に関する条例の一部を改正する条例（平成22年神奈川県条例第84号）による改正前の魚介類行商等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第42号）第1条に規定する営業（以下「営業」という。）の休止、休止した営業の再開又は営業の廃止に係る届出については、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際現に交付されている改正前の第4号様式による魚介類加工業（はつ酵乳等販売業）許可証は、改正後の第4号様式による魚介類加工業（発酵乳等販売業）許可証とみなす。

6 改正前の様式に基づいて作成された用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成24年3月2日規則第12号）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の第3号様式による魚介類行商許可証は、改正後の第3号様式又は第3号様式の2による魚介類行商許可証とみなす。

3 改正前の様式に基づいて作成された用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成27年3月27日規則第38号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第56号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年5月28日規則第49号）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例（令和2年神奈川県条例第42号。以下「廃止条例」という。）附則第2項に規定する営業については、この規則による廃止前の魚介類行商等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定は、同項の規定により廃止条例第1条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第42号。以下「旧条例」という。）の規定がなおその効力を有する間、なお効力を有するものとする。

3 廃止条例附則第3項に規定する営業については、旧規則の規定は、同項の規定により旧条例の規定がなおその効力を有する間、なお効力を有するものとする。

4 前2項の場合において、旧規則第1条中「魚介類行商等に関する条例」とあるのは「魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例（令和2年神奈川県条例第42号）附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例第1条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例」と、旧規則第2条第2項中「食品衛生法施行令」とあるのは「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）第1条の規定による改正前の食品衛生法施行令」と、旧規則第1号様式（表）及び第2号様式（表）中「第55条若しくは第56条」とあるのは「第60条若しくは第61条」と、旧規則第3号様式（第2面）及び第3号様式の2中「魚介類行商等に関する条例」とあるのは「魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例第1条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例」と、旧規則第4号様式中「魚介類行商等に関する条例」とあるのは「魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例第1条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例」とする。

(事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

5 事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年神奈川県規則第39号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表(第5条関係)

1 魚介類行商

(取扱所及び設備)

- (1) 取扱所は、不潔な場所に位置していないこと。ただし、その対策があるものは、この限りでない。
- (2) 取扱所は、住居と区画し、取扱数量に応じた広さがあり、他の用途に共用しないこと。
- (3) 取扱所の天井は、隙間がなく、清掃しやすい構造であること。
- (4) 取扱所の内壁は、床面から1メートル以上の高さまでコンクリート、タイルその他の耐水性材料で作られ、隙間がなく、清掃しやすい構造であること。
- (5) 取扱所の床は、コンクリート、タイルその他の耐水性材料で作られ、清掃しやすく、排水がよい構造であること。
- (6) 取扱所は、換気がよく、作業に支障がない十分な明るさがあること。
- (7) 取扱所には、ねずみ、昆虫等を防ぐ設備があること。
- (8) 取扱所の周囲は、清掃しやすく、かつ、排水がよいこと。
- (9) 取扱所には、鮮魚介類等及び容器具類等の流水式洗浄設備が設けられていること。
- (10) 鮮魚介類等を冷却保存できる冷蔵設備が設けられていること。
- (11) 冷蔵設備には、温度計が備えられていること。
- (12) まな板及び刃物類を衛生的に保管する設備が設けられていること。
- (13) 使用水は、水道水又は国公立の衛生試験機関等で飲用に相当であると認められた水で、十分に供給されていること。
- (14) 便所は、鮮魚介類等を保管し、又は処理するのに影響のない位置にあり、ねずみ、昆虫等を防ぐ設備及び流水式手洗設備があること。
- (15) 廃棄物容器及びじんあい容器は、十分な容量があり、蓋付きのものであること。

(容器具)

- (16) 容器は、取扱数量に応じた十分な容量があること。
- (17) 容器は、木製、金属製、合成樹脂製等のもので、洗浄、殺菌等が容易であること。
- (18) 容器には、蓋が備えられていること。ただし、容器を2個以上重ねて使用する場合には、最上部の容器のみに備えれば足りるものとする。
- (19) 廃棄物容器は、十分な容量があり、蓋付きのものであること。
- (20) 運搬の用具は、人力により持ち運ぶ用具、自転車、軽車両(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第4項に規定する軽車両をいう。)、原動機付自転車(道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。)、軽自動車(道路運送車両法第3条に規定する軽自動車をいう。))及び小型自動車(道路運送車両法第3条に規定する小型自動車のうち、総排気量0.80リットル以下で、かつ、最大積載量500キログラム以下の小型自動車に限る。)であること。
- (21) 運搬の用具には、鮮魚介類等にほこり、雨水等がかからないように対策が講じられていること。

2 魚介類加工業

(食品の取扱いの施設及び設備)

- (1) 食品を取り扱う施設(以下この項において「施設」という。)は、不潔な場所に位置していないこと。ただし、その対策があるものは、この限りでない。
- (2) 施設は、住居と区画し、取扱品目及び取扱数量に応じた広さがあり、原料置場、加工室、製品置場等に仕切り、他の用途に共用しないこと。
- (3) 施設の天井は、隙間がなく、清掃しやすい構造であること。
- (4) 施設の内壁は、床面から1メートル以上の高さまでコンクリート、タイルその他の耐水性材料で作られ、隙間がなく、清掃しやすい構造であること。
- (5) 施設の床は、コンクリート、タイルその他の耐水性材料で作られ、清掃しやすく、排水がよ

い構造であること。

- (6) 加工室は、換気がよく、作業に支障がない十分な明るさがあること。
- (7) 釜場の設備があるものは、完全な防火、防じん装置があり、上部に天蓋式の排気口が設けられていること。
- (8) 施設には、ねずみ、昆虫等を防ぐ設備があること。
- (9) 施設の周囲は、清掃しやすく、かつ、排水がよいこと。
- (10) 加工室には、従業員専用の流水式手洗設備及び容器具類等の流水式洗浄設備が設けられていること。
- (11) 加工室には、取扱品目及び取扱数量に応じた機械、器具等が設けられていること。
- (12) 機械、器具等は、作業に便利な位置にあり、清掃洗浄が容易であること。
- (13) 機械、器具等で食品に直接接触するものは、耐水性材料で作られ、容易に洗浄、殺菌等のできる構造であること。
- (14) 器具等を衛生的に保管する設備が設けられていること。
- (15) 食品を加熱し、又は冷蔵する設備があるものは、その設備に温度計が備えられていること。
(給水及び汚物処理の施設及び設備)
- (16) 給水設備は、使用に便利な位置にあり、衛生的な構造であること。
- (17) 使用水は、水道水又は国公立の衛生試験機関等で飲用に相当であると認められた水で、十分に供給されていること。
- (18) 便所は、施設に影響のない位置にあり、ねずみ、昆虫等を防ぐ設備及び流水式手洗設備があること。
- (19) 便所は、従業員の数に応じた適当な数があること。
- (20) 廃棄物容器及びじんあい容器は、十分な容量があり、ふた付きのものであること。

3 発酵乳等販売業

(食品の取扱いの施設及び設備)

- (1) 発酵乳等を取り扱う施設（以下この項において「店舗」という。）は、不潔な場所に位置していないこと。ただし、その対策があるものは、この限りでない。
- (2) 店舗は、住居と区画し、取扱品目及び取扱数量に応じた広さがあり、取扱室、空瓶置場等に仕切り、他の用途に共用しないこと。
- (3) 店舗の天井は、隙間がなく、清掃しやすい構造であること。
- (4) 店舗の内壁は、床面から1メートル以上の高さまでコンクリート、タイルその他の耐水性材料で作られ、隙間がなく、清掃しやすい構造であること。
- (5) 店舗の床は、コンクリート、タイルその他の耐水性材料で作られ、清掃しやすく、排水がよい構造であること。
- (6) 店舗は、作業に支障がない十分な明るさがあること。
- (7) 店舗には、ねずみ、昆虫等を防ぐ設備があること。
- (8) 店舗の周囲は、清掃しやすく、かつ、排水がよいこと。
- (9) 店舗には、従業員専用の流水式手洗設備及び容器具類等の流水式洗浄設備が設けられていること。
- (10) 店舗には、取扱品目及び取扱数量に応じた機械、器具等及び発酵乳等を冷却保存できる冷蔵設備が設けられていること。
- (11) 冷蔵設備には、温度計が備えられていること。
- (12) 機械、器具等は、作業に便利な位置にあり、清掃洗浄が容易であること。
- (13) 器具等を衛生的に保管する設備が設けられていること。
(給水及び汚物処理の施設及び設備)
- (14) 給水設備は、使用に便利な位置にあり、衛生的な構造であること。
- (15) 使用水は、水道水又は国公立の衛生試験機関等で飲用に相当であると認められた水で、十分に供給されていること。
- (16) 便所は、店舗に影響のない位置にあり、ねずみ、昆虫等を防ぐ設備及び流水式手洗設備があること。
- (17) 廃棄物容器及びじんあい容器は、十分な容量があり、蓋付きのものであること。

一部改正〔昭和56年規則70号・平成12年46号・15年94号・23年5号・27年38号〕

魚 介 類 行 商 許 可 申 請 書

年 月 日
 神奈川県知事 殿

申請区分	1新規	2更新
現に有する許可証の番号	第	号

申請者（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住所	郵便番号（ - ） 電話番号（ ） - ファクシミリ番号（ ） -
	氏名	生年月日 年 月 日

次のとおり魚介類行商の許可を受けたいので、申請します。

取扱所	1有 2無	共同使用	1有（ 人）	2無
	所在地	郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -		
	名称			
	規模	構造	1木造 2鉄筋コンクリート 3モルタル 4その他（ ）	使用階数 階
		面積	敷地 m ² 建物延べ m ²	取扱所 m ²
従事者数	人			
1日の取扱数量	kg/日		魚介類販売業との兼業（1有 2無）	
仕入先				
営業区域				
容器	1木製 2金属製 3合成樹脂製 4その他（ ） 蓋（1有 2無）			
運搬の用具の種別	（自動車登録番号 ）			
使用水	1水道水 2水道水以外の水 3両者併用			
※加入組合の名称				
申請者の欠格事由の該当	(1) 食品衛生法若しくは同法に基づく処分又は魚介類行商等に関する条例若しくは同条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しないこと。			1有（内容 ） 2無
	(2) 食品衛生法第60条若しくは第61条又は魚介類行商等に関する条例第12条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないこと。			1有（内容 ） 2無
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに上記の(1)又は(2)のいずれかに該当する者があること。			1有（内容 ） 2無

備考 1 ※印の欄には、該当する場合に記入してください。
 2 書ききれない場合は、別紙により添付してください。

(裏)

取扱所及び設備の概要

取	便 所	様式 (1 水洗式 2 くみ取り式)			便器の数 個			
		ねずみ、昆虫等防止設備 (1 有 2 無)						
扱	内 装	便所の流水式 手洗設備	1 有 2 無	受け器 (1 有 2 無)		殺菌剤 (1 有 2 無)		
			コンクリート	タイル	木 板	そ の 他		
		壁						
		天井						
設 備	換 気	床						
		換 気	1 動力換気設備 2 換気筒 3 その他 ()					
		ねずみ、昆虫等 防 止 設 備	窓	網 戸 (1 有 2 無)				
			出入口	網 戸 (1 有 2 無)				
			排水口	鉄格子 (ロストル) (1 有 2 無)		金網張り (1 有 2 無)		
温 度 計	1 有 2 無							
器 具 保 管 設 備	1 戸棚 2 棚 3 その他 ()							

備考 更新の場合には、裏面は記入する必要がありません。

魚介類加工業（発酵乳等販売業）許可申請書

申請区分	1 新規	2 更新
------	------	------

年 月 日

神奈川県知事殿

（神奈川県 保健福祉事務所長）

申請者（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住所	郵便番号（ - ）	電話番号（ ） -
	氏名	生年月日 年 月 日	

次のとおり魚介類加工業（発酵乳等販売業）の許可を受けたいので、申請します。

営業所の所在地	郵便番号（ - ）			
	電話番号（ ） -			
	ファクシミリ番号（ ） -			
現に有する許可証の番号 （受付番号）	営業の種類 （取扱品目）	営業所の名称	取扱数量	備考
1 第 - - 号 (保福第 - - 号)			kg/日	
2 第 - - 号 (保福第 - - 号)			kg/日	
3 第 - - 号 (保福第 - - 号)			kg/日	
4 第 - - 号 (保福第 - - 号)			kg/日	
5 第 - - 号 (保福第 - - 号)			kg/日	
*加入組合の名称				
申請者の欠格事由の該当	(1) 食品衛生法若しくは同法に基づく処分又は魚介類行商等に関する条例若しくは同条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないこと。	1 有（内容 ）		2 無
	(2) 食品衛生法第60条若しくは第61条又は魚介類行商等に関する条例第12条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないこと。	1 有（内容 ）		2 無
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうち上記の(1)又は(2)のいずれかに該当する者があること。	1 有（内容 ）		2 無
使用水	1 水道水 2 水道水以外の水 3 両者使用			
備考				

備考 *印の欄には、該当する場合に記入してください。

(裏)

施設、設備等の概要

営業所の規模	構造	1 木造 3 モルタル	2 鉄筋コンクリート 4 その他 ()	使用階数	階	
	面積	敷地 m ²	建物延べ m ²	加工室 (店舗)	m ²	
従業員数	人					
取 扱 所 ・ 設 備	便 所	様式 (1 水洗式 2 くみ取り式)		便器の数	個	
		ねずみ、昆虫等防止設備 (1 有 2 無)				
	便所の流水式 手洗設備	1 有 2 無	受け器 (1 有 2 無)		殺菌剤 (1 有 2 無)	
		原料・製品置場 (魚介類加工業の 場合に限る。)	原 料		添 加 物	
	m ²		m ²		m ²	
	内 装		コンクリート	タ イ ル	木 板	そ の 他
		壁				
		天井				
		床				
	換 気	1 動力換気設備 2 換気筒 3 その他 ()				
ねずみ、昆虫等 防 止 設 備	窓	網 戸 (1 有 2 無)				
	出入口	網 戸 (1 有 2 無)				
	排水口	鉄格子 (ロストル) (1 有 2 無)		金網張り (1 有 2 無)		
加 熱 設 備 (魚介類加工業の 場合に限る。)	1 煮がま 2 蒸気がま 3 圧力がま 4 その他 ()					
温 度 計	1 冷蔵設備		2 加熱設備			
器具保管設備	1 戸棚		2 その他 ()			

備考 更新の場合には、裏面は記入する必要がありません。

第3号様式（第6条関係） （用紙 縦7センチメートル 横10センチメートル）
（第1面）

魚 介 類 行 商 許 可 証

（第2面）

第 号

住 所

氏 名

年 月 日生

年 月 日付

写真貼付け欄

年 月 日

神奈川知事（氏 名） 印

年 月 日付で申請のありました魚介類行商は、魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例第1条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例第3条第1項の規定により次のとおり許可します。

(第3面)

取扱所	所在地	
	名称	
運搬の用具の種類	(自動車登録番号)	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
許可条件	営業区域	
	取扱数量	
変更事項		

(第4面)

注 意 事 項
1 この許可証は、表示の期間中有効です。
2 この許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはなりません。
3 関係職員からこの許可証の提示を求められたときは、見せなければなりません。
4 魚介類行商を営む者は、守らなければならない事項を守り、食品衛生上適切に処理するように努めなければなりません。

魚介類行商許可証

第 号

主たる事務所
の所在地
名称
代表者の氏名

年 月 日付けで申請のありました魚介類行商は、魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例第1条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例第3条第1項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

神奈川県知事（氏 名） 印

取扱所	所在地	
	名称	
運搬の用具の種別	(自動車登録番号)	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
許可条件	営業区域	
	取扱数量	
変更事項		

魚介類加工業（発酵乳等販売業）許可証

第 号

住所
氏名

（ 法人にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名 ）

年 月 日生

年 月 日付けで申請のありました は、魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例第1条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例第3条第1項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

神奈川県知事（氏 名） 印
（神奈川県 保健福祉事務所長）

営業所	所在地	
	名称	
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで
許可条件	取扱品目	
	取扱数量	
変更事項		

承 継 届

年 月 日

神奈川県知事 殿
（神奈川県 保健福祉事務所長）

郵便番号

住 所

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

氏 名

電話番号（ ） ー

次のとおり魚介類行商（魚介類加工業、発酵乳等販売業）の許可を受けた者の地位を相続（合併、分割）により承継したので、届け出ます。

- 1 営業所（取扱所）の所在地及び名称
- 2 許可証の番号及び許可年月日
- 3 被相続人の住所及び氏名
（合併により消滅した法人又は分割をした法人の所在地、名称及び代表者の氏名）
- 4 相続開始の年月日
（合併又は分割の年月日）

営業区域（取扱数量）変更承認申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

氏 名

年 月 日生

電話番号（ ） —

次のとおり営業区域（取扱数量）を変更したいので、承認を申請します。

取 扱 所	所在地	電話番号（ ） —
	名 称	
許 可 年 月 日		年 月 日
許 可 証 の 番 号		
営 業 区 域 (取扱数量)	変更前	
	変更後	
運 搬 の 用 具 の 種 別		(自動車登録番号)
容 器		木製 金属製 合成樹脂製 その他 () 蓋 (有 個 ・ 無)
変 更 し よ う と す る 理 由		

備考 運搬の用具の種別が軽自動車又は小型自動車の場合は、その自動車登録番号を記入してください。

取扱品目（取扱数量）変更承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿
 （神奈川県 保健福祉事務所長）

郵便番号

住 所

〔 法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名 〕

氏 名

年 月 日生

電話番号（ ） —

次のとおり取扱品目（取扱数量）を変更したいので、承認を申請します。

営 業 所	所在地	電話番号（ ） —		
	名 称			
	規 模	構造	1 木造 2 鉄筋コンクリート 3 モルタル 4 その他（ ）	使用階数 階
	面積	敷地 m ²	建物延べ m ²	加工室 m ² (店舗)
許 可 年 月 日	年 月 日			
許 可 証 の 番 号				
取 扱 品 目 (取扱数量)	変更前			
	変更後			
変更しようとする理由				

備考 取扱品目の変更の場合にあつては取扱数量を、取扱数量の変更の場合にあつては取扱品目をも記入してください。

第8号様式（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

許可申請事項変更届

年 月 日

神奈川県知事 殿
（神奈川県 保健福祉事務所長）

郵便番号

住 所

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

氏 名

年 月 日生

電話番号（ ） ー

次のとおり許可申請事項を変更しましたので、届け出ます。

営 業 所 （取扱所）	所在地	電話番号（ ） ー
	名 称	
営 業 の 種 類		
許 可 年 月 日		年 月 日
許 可 証 の 番 号		
届 出 事 項	項 目	
	変 更 前	
	変 更 後	
	変更年月日	年 月 日

廃業届

年 月 日

神奈川県知事 殿
(神奈川県 保健福祉事務所長)

郵便番号

住 所

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

氏 名

電話番号 () -

次のとおり廃業しましたので、届け出ます。

営業所 (取扱所)	所在地	電話番号 () -
	名称	
営業の種類		
許可年月日		年 月 日
許可証の番号		保福第 号
営業者	住 所	
	氏 名	
	廃業年月日	年 月 日

休業（営業再開）届

年 月 日

神奈川県知事 殿
（神奈川県 保健福祉事務所長）

郵便番号

住 所

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

氏 名

年 月 日生

電話番号（ ） —

次のとおり休業します（営業を再開しました）ので、届け出ます。

営業所 (取扱所)	所在地	電話番号（ ） —
	名称	
営業の種類		
許可年月日	年 月 日	
許可証の番号		
休業期間	年 月 日から 年 月 日まで	
休業の理由		
営業再開年月日	年 月 日	

備考 営業再開年月日の欄は、営業再開届を提出する場合に記入してください。

許 可 証 再 交 付 申 請 書

年 月 日

神奈川県知事 殿
（神奈川県 保健福祉事務所長）

郵便番号

住 所

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

氏 名

年 月 日生

電話番号（ ） ー

次のとおり許可証を亡失（毀損）しましたので、再交付を申請します。

営 業 の 種 類	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 証 の 番 号	
亡失（毀損）年月日	年 月 日
亡失（毀損）の理由	